

建設業

監督処分と罰則

資力確保措置などの義務に違反した場合は、**住宅瑕疵担保履行法**に基づく罰則等が科されるほか、**建設業法**に基づく監督処分も課せられることになります。

違反例	資力確保措置を行わない [履行法3条1項]	未届出、適正でない又は 虚偽の届出 [履行法4条1項]	法第5条違反(契約制限)で新規 契約を締結 [履行法5条]
住宅瑕疵担保 履行法	新規契約の制限	新規契約の制限	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 50万円以下の罰金 ・ 法人に対し両罰規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はこれの併科 ・ 法人に対し両罰規定
建設業法	指示処分 [業法28条1項及び4項 (1項9号該当)]	指示処分 [業法28条1項及び4項]	指示処分 [業法28条1項及び4項 (1項9号該当)]
	<p>〈情状が重いととき〉</p> <p>営業停止処分</p> <p>1年以内の営業の全部又は一部の停止命令 [業法28条3項(1項9号該当)]</p>		<p>〈情状が重いととき〉</p> <p>営業停止処分</p> <p>1年以内の営業の全部又は一部の停止命令 [業法28条3項(1項9号該当)]</p>
	<p>〈情状が特に重いととき〉</p> <p>許可の取消 [業法29条1項]</p>		<p>〈情状が特に重いととき〉</p> <p>許可の取消 [業法29条1項]</p>

★ 指示処分に従わないとき→営業停止処分。営業停止処分に違反したとき→許可取消